

知財部の取り組みについて

Introduction of the Intellectual Property Dept. in Hosokawa Micron Corp.

ABSTRACT

This paper introduces the Intellectual Property Department of Hosokawa Micron Corporation, focusing on its evolving role and initiatives. Initially part of the R&D department, the IP Department shifted to the Corporate Division in 2020, one of the supporting functions for the company's overall business development. The department continues to secure and manage industrial property rights, including patents and trademarks, while increasingly focusing on preventing infringement and reducing litigation risks. Recent efforts also involve international trademark registration and collaboration with external experts. The department aims to enhance visibility to employees, management, and stakeholders, promoting awareness and strategic use of intellectual assets across the company.

本稿では、当社の知財部（Intellectual Property Department）の取り組みについて紹介します。当社の場合、知財担当部門は、かつて特許資料室の名で独立した組織として存在した時代もありましたが、近年は研究開発部門に属し、主に研究開発の成果である発明の特許や実用新案として権利化する役割を担ってきました。しかし、2020年10月の組織改編で総務部門へ移管され、会社全体の事業展開を支援するコーポレート部門の一機能へと位置づけが変更されました。

ここでは、当社組織や粉体技術業界の変遷などの環境的な要因や社会からの要請の変化を踏まえ、近年の当社知財部に求められる役割や目標の変化とそれに伴う最近の取り組みについて記します。

1 知財部の位置づけと取り組みの変化

知財担当部門の最も基本的かつ重要な役割は、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を取得・維持・管理することです。この根幹をなす役割は、規模の小さな企業では、総務担当部門や法務担当部門が兼務で担っている場合があると聞きます。一方で、研究開発拠点が複数の事業所に存在するような

規模の大きな企業では、研究開発拠点ごとに知財を扱う機能や部門を有していたり、知財担当部門を専門子会社として独立した組織にしているところもあつたりします。しかし、企業の規模や経営思想によって部門名や組織形態が異なることはあっても、知財担当部門が産業財産権を適正に取得・維持・管理する役割を担っていることに違いはありません。また、知財担当部門の所属や組織形態は、企業規模のみならず、企業の経営思想を色濃く反映したものになっており、社会からの要請や環境の変化等の外的要因にも影響を受けつつ、変化してきたと考えられます。

ここで当社について見ると、当社の第一号特許は、1931年（昭和6年）に登録された創業者 細川永一の発明による微粉碎機の特異な機構によるものであり、日本の炭酸カルシウムやタルク業界等に革命をもたらしたと語られています（図1）。その当時の会社規模や形態から考えると、恐らくこの時には知財を専門に担当する独立した部門はまだ存在していなかったと思われます。当社に知財担当部門が組織された時期ははっきりしませんが、1976年（昭和51年）発刊の創業60周年誌によると、細川粉体工学研究所が1968年（昭和43年）に現在の枚方事

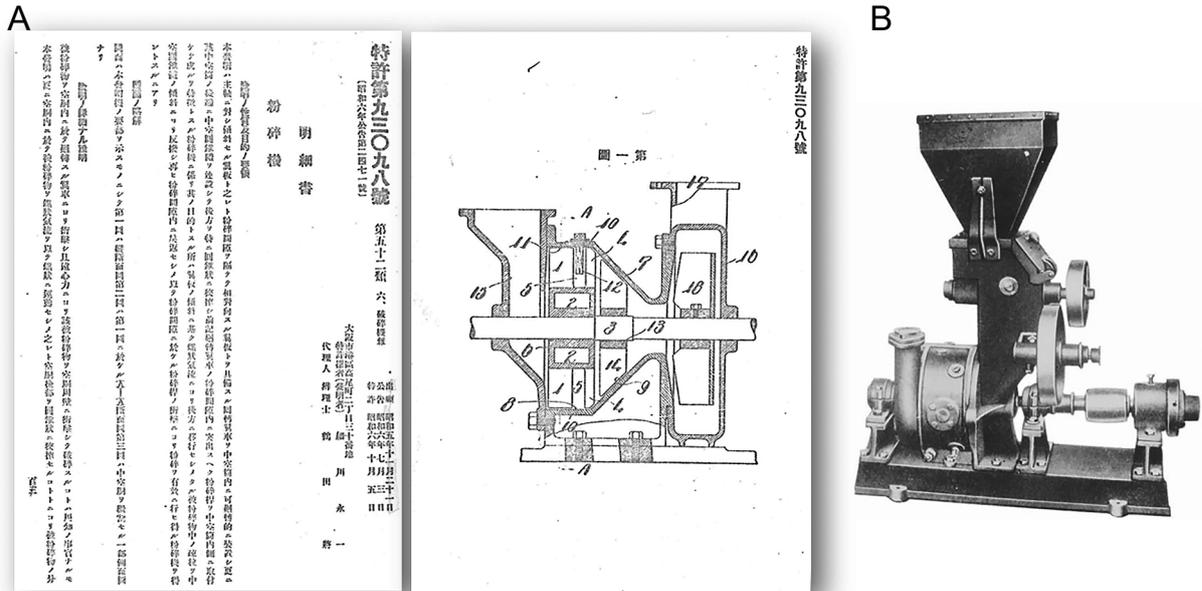


図1 A：当社の第一号特許；特許第 93098 号（1931 年（昭和 6 年）10 月 5 日），B：微粉碎機「ミクロンミル®」
 Fig. 1 A: Our first patent; Patent No. 93098 (October 5, 1931), B: "Micron Mill®" fine grinding mill.

業所に完工した際に、資料室が設けられたとあり、「特許課」が組織表に登場しています。1960年代から1980年代にかけては、製紙、繊維、トナー、磁性材料等の産業分野で日本の技術が世界を先導し、目覚ましい経済発展を遂げましたが、その礎となる生産技術を少なからず支えたのは、工業原料の新たな加工方法や量産技術を可能にする加工装置を次々に開発した粉体処理装置メーカーの存在であったと言えます。そして、当時はこれらの企業から装置開発に伴う発明が数多く特許出願された時代でもありました。

丁度その頃当社では、粉体工学を専門に扱う研究所として当時世界一の設備と評された研究所が新築され、技術開発型企業としての色合いを強め、特許出願や製品名の商標出願が活発化し、産業財産権の出願ラッシュ期を迎えました。その後、出願数は落ち着きを見せますが、2002年から2009年の間に研究所を別会社化した時期があり、研究開発特化型企業としての実績を示す目的からも、再び特許・実用新案の出願が非常に活発に行われた歴史があります。しかし、その後、粉体技術の成熟に伴い、当社のみならず粉体技術関連企業による特許出願は落ち着きを見せるようになり、現在もその傾向が続いています。当社においても、研究開発専門子会社を吸

取合併した後は、当社が独自に有するシーズよりも顧客ニーズを出発点とする装置の開発・改良に注力する傾向が強まり、確実な権利化を狙える発明に限定した特許出願方針へと転換したこともあって、特許、実用新案の出願数は一定水準の安定した推移を示すようになりました。

一方で、産業財産権の権利化と並ぶ重要な役割である先行技術や商標の調査に関しては、件数に大きな変化は見られないものの、その調査内容は高度化しています。粉体技術業界では以前から特許の侵害行為は多くはありませんが、技術の成熟により既存の技術に少し工夫を加えた小粒な発明が増え、先行技術に類似した発明の特許出願が目立つようになりました。これは、画期的な技術が出にくい土壌で、各社が僅かな改良技術を権利化して技術面での差別化を図り、少しでも営業面で競争優位を得ようとするためと考えられます。なお、この現象は日本国内のみならず世界規模で拡大する傾向にあり、他社特許の侵害予防や他社による類似特許出願を阻止するために行う先行技術や他社特許の調査は常に一定数存在し、微妙な差異の比較が求められる事案が増加しています。そのため、今まで以上に広範かつ慎重な調査が必要となり、難易度は確実に高まると共に、要するエネルギーも格段に増えています。

また、商標においては、中国での2020年頃をピークとする出願数の爆発的な増加が、冒認商標の誘発を招ており、近年はそれらへの対抗策として、取消審判等の事案が増加する傾向にあります。

このように、当社知財部では、発明を権利化する役割は継続しつつ、昨今は他社権利の侵害リスク回避や他社からの権利侵害の防止、訴訟リスクの低減等、コンプライアンスに基づく企業防衛機能の側面が強まる傾向にあり、コーポレート部門としての機能発揮に期待が高まりつつあります。

当社知財部は、発足以来変わることなく発明を権利化する機能を果たしてきましたが、粉体業界の時代背景や発明の活況度、出願に対する会社方針や発明内容の変化、社会的要請等の影響を受けながら、機能面での変換点を迎えていると感じています。

また、技術開発型企業として、発明の活性化によって産業財産権を一定数維持し、無形資産としての価値をステークホルダーへ示していくことも社会が要請する課題のひとつとなっています。知財部が発明を活発化させる直接的な原動力となることは難しいですが、装置開発の初期段階から権利化する価値がある発明の発掘を支援し、新製品の登場を待つことなく、新技術として権利化していく体制の再構築には貢献できると考えています。そしてこの活動が、結果として技術主導企業のひとつの証でもある産業財産権の権利数の再上昇を導き、少しでも無形資産の価値発信に繋げて行ければと考えます。

2 対策と挑戦

当社では、現在、社内弁理士を置かず、2名で知財業務を担当していることもあり、マンパワーを補うと共に、専門的見地からの考察や判断のためには、社外の弁理士や弁護士等の専門家と協働した取り組みの強化が不可欠と考えています。

従来から取引のある弁理士事務所は、いずれも頼りになる存在ではありますが、弁理士の助言は、出発点となる専攻分野や過去に担当した案件から得られた知見、経験に基づく専門性に依存する部分が大きいため、その全てがしっくりくるとは限らない場合があります。また、事務所の規模や経営方針にもよりますが、費用面でも案外差があります。

そのため、医師と同様に、案件によってはセカン

ドオピニオンを求めることも必要と考え、このような要望に真摯に応えてくれる特許事務所の開拓にも注力しています。

特許事務所は、多数の弁理士を抱える大手から一人または数人の弁理士で運営する小規模な事務所まで規模の違いもさることながら、経営方針もさまざまです。弁理士から聞くところによると、大手事務所の優れた対応力は認めつつも、顧客へのサービスの姿勢に疑問を抱く弁理士も多く、それを理由に転職や独立・開業に踏み切る方も多いそうです。

規模が大きく出願数が多い企業であれば、大量の出願を的確に処理する能力に長けた大手事務所が頼りになりますが、当社のような吟味した数少ない出願を確実に権利化したい企業にとっては、一件一件の出願を大事に扱い、クライアントにとっての最善の権利化方法を提案してくれる事務所と付き合うことが肝心です。

また、特許事務所あるいは弁理士個人の得意分野を把握して案件毎に最適な事務所を選択することは、企業内弁理士を有さない当社にとっては非常に重要な知財戦略です。そして、情報収集を進め、当社と価値観が合う特許事務所を探し出し、業務委託契約等を交わして高い専門性を要する事案について適宜相談できる環境を整備しておくことは、重要な知財戦術のひとつだと考えています。

大手事務所のオールマイティーな対応力には敬意を払いつつ、対応方針や費用面での差異を勘案し、当社の知財方針や予算感に適合する事務所を選択していくことが、少人数で効率的かつ効果的に知財業務を運営して行く最善策になるものと考えています。

その他、商標侵害が頻発する中国での対策として、現地の特許事務所に協力してもらい、中国子会社で商標使用証拠の整備・保管等、侵害対策に関する勉強会を実施しています。現地社員に正しい商標の使用意識を根付かせることが、商標侵害の予防と早期発見、早期対応への備えとなるからです。

また、当社では2000年頃から粉体関連装置とは市場特性が全く異なる化粧品、育毛剤をはじめとするマテリアル事業を展開していますが、近年はこの分野で事業展開国が拡大しているため、今まで出願経験がなかった国への商標出願が増えています。

10年ほど前から商標の国内出願は自社で行うことで出願費用の削減を図ってきましたが、2020年

からは必要に応じて出願国毎に現地特許事務所を開拓し、自社出願に挑戦しています。また、2022年からはマドリッドプロトコルによる複数国への商標の同時出願にも日本の弁理士事務所を介さず自社で対応しています。この手法による出願では、拒絶理由通知を受けた場合、現地代理人（特許事務所）に対応を依頼せざるを得なくなりますが、その際にも自社で現地代理人を探して対応しています。

加えて、工業所有権情報・研修館（INPIT）や発明協会、弁護士会、日本貿易振興機構（JETRO）等の外部機関との関係強化も、経費と限られたマンパワーを補い、適切な助言を得て、適正な対応力を発揮する上で不可欠な戦術となっています。

このように、2020年以前は、日本の弁理士事務所に依頼していた海外への商標出願をはじめ、その他の知財活動においても、外部専門家の力を借りながら経験を積むことで自社対応の幅を広げるべく挑戦を続けています。

3 近年および今後の取り組み

近年から今後にかけての取り組みとして、「3つの見える化」を目標にしています。この「3つ」とは、①社員、②経営層、③社外ステークホルダーを指し、それぞれへの知財（無形資産）の見える化を意味します。

社員への見える化では、“自社保有商標検索ツールの提供”がその一例です。登録済み自社商標の検索ツールを社内共有サイトに設け、商標が権利化されている状態（標準文字、図、マーク等）を確認できる環境を提供しています。カタログや自社ホームページに用いる製品名等の商標の確認に活用されています。今後は、自社特許について、特許公報を読み慣れていない社員にも内容が分かり易いよう平易な文章で簡易な解説を作成していく予定です。

また、経営層への見える化では、産業財産権の取得経緯と実績の見える化を進めています。産業財産権の出願から取得までには相当の時間と費用を要しますが、その経緯をアクションと費用発生の履歴として一覧で示し、時系列で確認できる情報の提供を目指します。これは権利化した産業財産権の重要性や維持判断の材料として機能すると考えています。

さらに、社外ステークホルダーへの見える化では、

統合報告書等を通じた分かり易い無形資産情報の発信に資する情報を提供し、投資家や地域社会に向けた無形資産価値に関する情報発信の充実に貢献することを目指します。

これらの活動を通じ、知財部の機能をより身近なものとして知ってもらうと共に、保有する情報を日常業務や投資活動、企業価値の理解に役立ててもらうことで、知財部の将来像を模索するためのコミュニケーション機会の創出につながればと考えています。

また、「知財部資産のデジタル化」にも取り組んでいます。どこの企業の知財部でも、案件ごとの出願関係書類や調査書類のファイルが書庫にびっしりと並んでいることが多いと思います。当社も例に漏れず、第一号特許以降、案件毎のファイルが書庫に整然と並んでいる状況でした。

しかし、知財部の業務を改めて見てみると、一部の調査や情報収集のためのヒアリング、過去の案件ファイルの参照等を除くと、リモートワークにほぼ支障がない業務です。そこで、コロナ禍を機に出社せずとも業務に支障をきたさない環境づくりのため、またBCPの観点からも保管資料のデジタル化を進める意義は大きいと考え、先ず、新しく紙で資料を保存することを禁止してデジタル保管に切り替えました。次いで現在は既存の紙資料のデジタルアーカイブ化を粛々と進めています。この取り組みを通じ、働き方改革を実現する物理的なモノを持たない「小さな組織」を目指しています。

また、2020年の組織改編により、コーポレート部門の一機能を担う企画部門への転身も重要な挑戦のひとつとなっています。2021年改訂でコーポレートガバナンス（CG）・コードに知財・無形資産に関する戦略開示が加わり、2022年のガイドラインでは、無形資産に係る経営方針やその価値を全てのステークホルダーへ如何にして具体的に示していくかが求められることとなりました。

当社では2023年に初めて統合報告書を発行しましたが、無形資産の情報開示は始まったばかりであり、まだまだこれから充実を図っていく必要があります。経営層やIR担当部門からの要望を反映し、その他の関係部門とも相談しながら必要な情報を企画・作成していくことは、今後の大きな挑戦になって行くと考え、具体的な情報の示し方等の調査・準備を進めています。

また、無形資産の積極的な開示やその価値の分かり易い解説は、社員のみならず、就職活動をする学生や中途採用を希望する転職者へ企業の魅力を伝える材料となり、今後の企業文化を再構築していく人材への魅力の発信にも繋がると考えます。

また、外部からの情報収集も新たな課題です。知財部門の活動は社内的な業務が多く、社外の情報が入ってきにくい環境のため、どうしても“井の中の蛙”になりがちです。そのため、他社の同業務を行う部門や機関、または専門家との情報交換がその打開策になるものと考えています。他社の取り組みや考え方、経営方針に基づく近年の活動や変化などの情報を収集し、実務に活かしていくことが必要です。

CGコードによる要請が示す通り、知財情報の受け手が社内限定されず、社外にも広がり多様化している近年では、情報発信のヒントを社外に求める活動の重要性は高まっており、今までとの変化を感じます。

ステークホルダーへ発信する無形資産に関する情報は、各企業の統合報告書等で傾向を掴むことは可能ですが、その根本となる考えや企業方針は、生きた情報として直接収集していくことが求められます。

知財部門のほとんどの業務は、Web会議等で対応可能な時代になりましたが、営業職にとっての顧客との関係構築と同様に、発明者の思いや弁理士の人となりを知って初めて深められる業務でもあります。また、知財関係者には、専門家を含め情報交換を歓迎してくれる方々も多い上、その媒介役を務め、相談に応じてくれる各種団体も地域毎に存在します。これらの方々とのネットワーク形成も時代が知財部に求める機能ではないかと考えます。

4 まとめ

今後も現在の取り組みに軌道修正を加えつつ、継続していくことで、当社知財部の機能変革の真価を顕在化していけると考えています。知財を担当した先人からの遺産である案件毎の紙資料のデジタルアーカイブ化は、知財部の働き方改革の基盤となるでしょう。また、見逃している発明の発掘と権利化による無形資産の掘り起こしは、無形資産を認識で

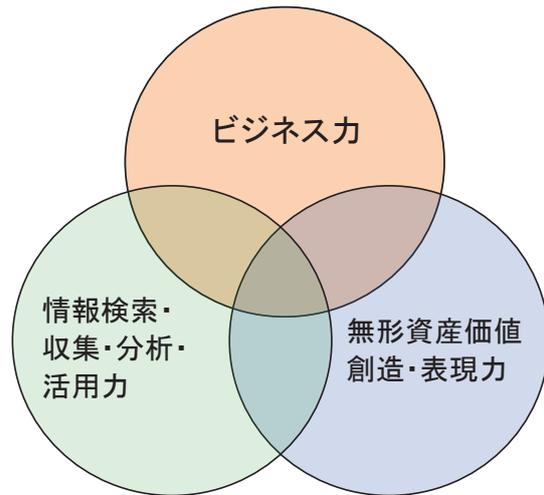


図2 知財部門に求められる専門性
Fig. 2 Expertise required in the IP department.

きる存在へと転換を図ることで、時代が求める企業価値の向上に資する材料となるでしょう。さらに、外部専門家との強固なチームワークは、限られたマンパワーで運営する当社知財部の活動を効率化すると共にコンプライアンス面の強化等、現状を打開する知財部の機能強化に貢献するものと考えます。

これらの目標に向けた取り組みを進め、そこに挑戦を加え、知財部の活動の魅力を発信し続けることで、知財業務に興味を持ち、経験したいと考える人材を少しでも増やして行ければと考えています。知財業務を担当し、周囲から信頼を得て自信を持って業務を遂行して行くためには、事業そのものを理解するビジネス力や調査・分析した情報を活用し、新たな無形資産価値の創造・表現につなげる能力等、その専門性は一朝一夕に身につくものではありませんが、興味を持つ人材を育成していくことは、当社の知財業務に新たな考えを融合する種を蒔くことに繋がります (図2)。

当社知財部には、これから数年間のうちに、知財部門の次代の姿を描くための橋頭保作りが必要だと考えています。知財部門は地味な存在ではありますが、“知財の時代”を提唱する専門家もいるように、知財部門が、会社経営において静かな注目を集める時代が始まっていると感じています。

【総務本部 総務・知財法務部長／東 充延 記】